

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案に対する修正案要綱

第一 周知に係る規定の追加

検察官は、広報活動等を通じて、第七条第一項又は第十九条第一項の規定により公告した事項を周知するよう努めるものとする。

(第七条第五項及び第十九条第五項関係)

第二 裁定表を閲覧できる者の限定

裁定表を閲覧できる者を、「申請人」から「資格裁定を受けた者(資格裁定を受けた者がいないときは、申請人)」に改めること。

(第十三条関係)

第三 検討

政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、第三十四条(第三十九条において準用する場合を含む。)の規定により一般会計の歳入に繰り入れるものとされている給付資金の額に相当する金額を犯罪被害者等の援助を行う団体の支援に必要な経費に充てるための制度の導入について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第四条関係)